

本日の会議に付した事件

平成23年第4回山元町議会定例会(第4日目)

平成23年12月20日(火) 午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期延長の件
日程第 3 報告第19号 専決処分の報告について(賠償額の決定及び和解)
日程第 4 承認第26号 専決処分の承認を求めることについて(平成23年度山元町一般会計補正予算・専決第1号)
日程第 5 承認第27号 専決処分の承認を求めることについて(平成23年度山元町一般会計補正予算・専決第2号)
日程第 6 議案第62号 山元町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 7 議案第63号 山元町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 8 議案第64号 山元町手数料条例の一部を改正する条例
日程第 9 議案第67号 平成23年度山元町一般会計補正予算(第2号)
日程第10 議案第68号 平成23年度山元町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
日程第11 議案第69号 平成23年度山元町水道事業会計補正予算(第1号)
日程第12 議案第70号 平成23年度山元町下水道事業会計補正予算(第2号)

午前10時00分 開 議

議 長(阿部 均君)ただいまから、平成23第4回山元町議会定例会第4日目の会議を開きます。
これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長(阿部 均君)日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第117条の規定によって9番岩佐 豊君、10番岩佐 隆君を指名します。

議 長(阿部 均君)日程第2. 会期延長の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日までと議決されておりますが、議事の都合により、12月26日まで6日間、延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長(阿部 均君)異議なしと認めます。

したがって、会期は12月26日までの6日間延長することに決定しました。

議長（阿部 均君）日程第3．報告第19号を議題とします。

課長から説明を求めます。まちづくり整備課長、森 政信君。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。報告第19号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。平成23年12月12日。提出者、山元町長、齋藤俊夫。

専決処分書をお開きください。

専決処分書。地方自治法180条第1項の規定に基づき議会の議決により、指定された町長の専決処分について次のとおり専決処分する。平成23年11月24日。山元町長、齋藤俊夫。

町は町道1号東街道線の軽自動車事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて次のとおり決定する。……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（阿部 均君）報告第19号、専決処分の報告についてを終わります。

議長（阿部 均君）日程第4．承認第26号を議題とします。

課長から説明を求めます。企画財政課長、寺島一夫君。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。承認第26号、専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書でございますけれども、平成23年度山元町一般会計補正予算を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成23年12月22日。提出者、山元町長、齋藤俊夫。

2枚めくっていただきまして、平成23年度山元町一般会計補正予算・専決第1号、平成23年度山元町の一般会計補正予算・専決第1号は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ227億8,732万9,000円とする。……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから承認第26号について討論を行います。——討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから承認26号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって承認第26号は原案のとおり承認されました。

議長（阿部 均君）日程第5. 承認第27号を議題とします。

課長から説明を求めます。企画財政課長、寺島一夫君。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。それでは、承認第27号、専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案を朗読いたします。

平成23年度山元町一般会計補正予算を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成23年12月12日。提出者、山元町長、齋藤俊夫。

2枚目をめくっていただきまして予算の議案です。

平成23年度山元町一般会計補正予算・専決第2号。平成23年度山元町の一般会計補正予算・専決第2号は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから承認27号について討論を行います。——討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから承認27号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって承認第27号は原案のとおり承認されました。

議長（阿部 均君）日程第6. 議案第62号を議題とします。

課長から提案理由の説明を求めます。総務課長、島田忠哉君。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。それでは、議案第62号、山元町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

説明につきましては、配布させていただいております資料No.1に沿ってご説明をさせていただきますと存じます。

それでは、条例議案の概要についてご説明を申し上げます。

提案理由となる部分でございますが、東日本大震災に伴う復旧・復興業務を速やかに実施できる体制を整備するため、震災復旧・復興事業に伴い増大する業務に従事する職員を一定期間、任期付職員として採用し、補えるよう改正するものでございます。

具体の改正内容でございますが、本則、附則、第2項に定めている採用できる業務の範囲に東日本大震災に伴う復旧・復興に関する業務を……以下別紙議案書に基づき詳細

に説明した。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。提案理由の中で期限を一定期間と定めておりますけれども、この一定期間というのは、震災復興計画が具体的に事業化される期間、8年間ということなのか、また、採用する人数、私も事業量が大変多くなると職員のこういう形での提案はしょうがないかなと思うんですけれども、ただ、実際に何人でもいいということではないと思うんです。その辺、ある程度の事業量と今の期間の関係、具体的にお話をしたいと思っています。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。お尋ねの件でございますが、期間につきましては、法律に基づきまして3年から5年の中でのということになります。

あと、予測される業務量の関係でございますが、これにつきましては、行動計画等で概要を現在精査中でございますけれども、これらの復旧・復興に関する業務、これらに対応する部分というふうなことでございます。しからば規模的にどうなのかという部分になろうかと思っておりますけれども、この人員体制につきましては、先の一般質問で町長の方から現行で期待される数値として相当数が必要であると答弁があったところでございます。この組織体制につきましては、行動計画の業務量を1月中旬にかけて精査をしていく中で具体の部分が見えてこようかと思っております。これらに対応する部分につきまして今後、内部でさらに精査を加えながらという部分がございますので、現段階においては、相当数の体制強化を図る必要があるということをご理解をいただきたいというふうに存じます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。人数的には相当数ということで、実際にはどのくらいかまだわからない部分があるということですが、任期付職員の財政的な措置を考えますと、この復興に関する事業ということで国からの事業費を含めた職員の給与も今回の任期付職員の関係であれば補てんをされるということなのかどうか。

あと、人数的な部分で相当数という形のとらえ方ですが、今の時点で精査できないのはわかりますけれども、例えば100人、200人、300人、そういう多くの数になっていくと、またそれはそれで庁舎に入りきれなくて今回の提案のようにどんどんどんどん庁舎をふやしていくような形になるので、仕事は仕事としてきちんと職員にやれる仕事をやっていただいて、本当に震災関係の仕事の部分に関してということですから、その辺も含めてご答弁をいただければと思います。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。震災復興に伴って増嵩する職員数に対応する部分の給与手当の財源の関係でございますけれども、これにつきましては特別交付税で措置されるということでございます。ちなみに現在の平成23年度における派遣職員等に係る財源の手当てにつきましては、現在のところ、100パーセント、特別交付税で措置されているということでございます。若干つけ加えさせていただきますと、今後の増嵩される職員の部分につきましても、阪神・淡路の例で言ったときに3年程度措置されていると。規模を考えたときに今回の東日本大震災というのはその規模をはるかに上回るということから、この財源の手当てについてはさらに期間の延長、そういったものが期待されるところでございます。

あと、人数の関係でございますが、現在、まだ精査が済んでいないという部分がございます。

いますので、その辺、割り引いてご理解をいただく必要があろうかと思いますが、現在、期待値も込めて各課の方から必要とされる人員の単純な累計でございますけれども約80名程度、これは精査を加えていく中でさらに重複部分とか合理的な執行体制というもの視野に入れた場合には相当縮まってくるのかなというふうな見方をしておりますけれども、現段階における期待値というふうなことでご理解をいただきたいというふうに存じます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。この一定期間、私も一般質問の方で質問はしていたんですが、特に専門職の方が復興事業に関しては必要不可欠だと。今、県、仙台市含めてなかなかこの専門職の確保が難しいということも新聞等で報じられていますが、そこでお伺いしたいのは、この任期付職員ということも派遣職員、現在、20数名いる他市町村からの応援の方もこの任期付職員に入ってくるのかな、派遣職員というのも。もし入らなければ、私は民間の企業、この分野でエキスパートというか、専門職的な方も十分この採用の募集の中に入れていいのではないかと。そうしなければ、今後のこの事業量を正確に早くこなすことができないと思うんですが、その2点についてお伺いいたします。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。この任期付の関係につきましては、現在の派遣職員はこの対象には含まれないということでございます。

もう1点、技術職の確保の困難性に関連したご質問ということで理解させていただきますが、山元町の職員募集に際しては、技術職がかねてより不足しているということで募集をかけておるところでございますけれども、実態としてはなかなか充足されていない実態、これらを補うべく民間の経験なども持ち合わせた即戦力、こういった方々の確保も年頭に置いて任期付ということの採用ができるような、そういうことを視野に入れた改正ということでございます。今回はこの一部改正だけをご提案申し上げておりますけれども、場合によっては再任用的な部分とか、そういった制度なんかも視野に入れる必要があるのではなかろうかというふうにご理解をしておるところでございます。以上でございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第62号、山元町一般職員の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって議案第62号は原案のとおり可決されました。

議 長（阿部 均君）日程第 7・議案第 6 3 号を議題とします。

課長から提案理由の説明を求めます。総務課長、島田忠哉君。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。それでは、議案第 6 3 号、山元町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

これにつきましても配布資料の No. 2 というものを参照していただきながらご説明をさせていただきたいというふうに存じます。

提案理由の部分でございます。障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害福祉保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律、これを若干補足させていただきますが、この関係法律は障害者自立支援法、児童福祉法推進保健及び精神障害者福祉に関する法律、これらを一括して整備する改正といたしますか、する法律でございます。これが公布されたことによりまして、障害者自立支援法の一部が改正され、これに伴い……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議 長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議 長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議 長（阿部 均君）これから議案第 6 3 号、山元町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって議案第 6 3 号は原案のとおり可決されました

議 長（阿部 均君）日程第 8・議案第 6 4 号を議題とします。

課長から提案理由の説明を求めます。町民生活課長、佐藤澄三郎君。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい、議長。議案第 6 4 号、山元町手数料条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

先ほどと同じように事前に配布しております資料の No. 3 をもってご説明したいと思っております。

まず、提案理由でございますが、住民基本台帳の一部の写しのうち、電子計算機により作成されたものの閲覧の手数料額を定めるため改正するものでございます。

改正の内容でございますが、縦覧を希望なさる方につきましては、その趣旨によって住民基本台帳の中から抽出した電子計算機で作成された資料をするというこの項を追加するというところでございます。……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。この提案理由の金額ですけれども、ほかの証明書、手数料を含めて見ますと200円以上になっているんです。これを100円にする一つの根拠。

あともう一つは、これは新たに始まった形で——加えて出すような形なのかどうか、2点。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい。手数料の額につきましては、隣接の亶理町の例にならったということでございます。

あと、新たにできたものなのかということですが、この住民基本台帳の閲覧に関しましては、平成18年までは何ひとも、だれでも閲覧できるというような規定になってございました。それが個人情報保護法とか、そういったものがありまして閲覧者を特定した形での縦覧をさせるという法改正がありまして、その段階で何ひともということではなく、住民基本台帳法で規定されたその目的、その団体、あとは閲覧者の氏名、そういったものを把握し、目的に合った方に閲覧をさせるというふうな改正になってございます。今までにつきましては、その他の公簿の閲覧という形で1枚25名分の記載されたものがあったわけですが、その1枚を公簿1件といたしまして200円という形で今までは徴収しておりました。それが今回この閲覧に合わせた形での新たに規定を設けて手数料を徴するという形で今回ご提案させていただいたという内容でございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。ちょっと今の説明、わかりにくかったんだけど、私は先ほどの質問の中で、同じような形の閲覧のやつが新たに始まったものかどうかということで質問して、そして今、課長から新たに始まったものでない、その前に台帳の中から抽出する分については200円と。その辺がちょっとわかりにくいので実際に、そういう形でのこのような形の考え方で電子で作成した閲覧が実際に取り入れられてお金を取っていたのかどうか、その辺がわからないので、わかりますか、言っている意味、今の説明と私の言っていることがかみ合わないと思うんですけど。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい、議長。今までにつきましては、先ほども申しましたように、この手数料条例の中にあります公簿、公文書、図面等の閲覧または照合ということで紙1枚ベースを1件といたしまして200円の徴収をしていたと。この住基に基づいた閲覧の手数料条例の定めがなかったということで、今回改めて亶理町の手数料料金に合わせた条例改正を行うということでございます。ご理解のほどをお願いしたいと思います。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第64号、山元町手数料条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって議案第64号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第9. 議案第67号を議題とします。

課長から提案理由の説明を求めます。企画財政課長、寺島一夫君。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。それでは、議案第67号、平成23年山元町一般会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正でございますけれども、歳出については主に人事院勧告に伴う人件費の調整、それから災害復旧にかかわる経費等について追加いたしまして、歳入の方ではそれにかかわる国県支出金等を措置するものです。さらに歳出の財源調整につきましては、財政調整基金の取り崩し減をもって措置するものでございます。

議案の方につきまして朗読いたします。

平成23年度山元町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ77億8,140万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩します。再開は11時20分といたします。

午前11時07分 休憩

午前11時20分 再開

議長（阿部 均君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

12番（佐山富崇君）はい、議長。13ページ、財産管理費の14節仮庁舎増設リース料というのがありまして、さらに使用料及び貸借料ということで5,200万円がございましたね。それと情報管理費の中の委託料、14ページか、これは600万円ということで約5,800万円、このことにつきまして詳細に、例えば期間とか場所、規模、大きさですね。それで大体何人ぐらい、何課が入るのかとか、その辺のところを詳細にまずもってお聞きしたいと思います。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。14節の5,200万円の内訳のうち、仮設庁舎の増設リース料でございますけれども、面積的には500平米を今見込んでおりました。500平米というと、この仮庁舎がこの棟と東側棟と2棟建っていますけれども2階で1、2、3、4とありますが、そのうちの1階分で大体500平米ということでございます。今回についてはそれをこの庁舎の敷地の中で、2階にするか1階にするか、ちょっとまだ固めてはおりませんけれども、500平米分を今までこの庁舎の建設といいますか、リース料で出した単価で掛けて出しております。あとこれについてはプレハブの設置費と電気設備とかその他工事、いろいろ入ってきますけれども、実績的に建設関係4課程度と廊下が入ってトイレとそれから会議室と小さな執務室といいますか、会議室的なスペースを考えて今おります。

この仮設の増設につきましては、一応ことし中に施行するのであれば3分の2の補助対象になるということもありますので、年度内に完成させたいと思ひまして今12月に計上したわけですけれども、この建物自体は1か月半ぐらいで建ちましたけれども、資材の関係とかありますので3月末までには何とか完成させたいというふうに考えております。

あわせて事務機器のリース料ですけれども、これについては全体といたしまして備品関係とパソコンとかプリンターとか、それから電話機の交換機なども入ってきますので、今回357万円というのはそのうちの初期の設置に係る分と、それから2年間でパソコン、プリンター、机とかいすの備品関係については約5年のリースのうちの1か月分ぐらいを3月には入れるかということで見込んでおります。

それから、600万円の方の電算システムの環境整備と設定業務委託料ですけれども、これについては財務会計と基幹系の電算システムを設定するための経費と機械関係、それとその機械を動かせるようにシステムをソフト的に設定するというようなことで、内訳としてはハードの方の整備、機械関係が500万円、それから設定の業務委託料が100万円という見積りをしております。以上です。

12番(佐山富崇君)はい、議長。私も平米に疎いので改めてわかりやすく教えてもらいたいので、この現仮庁舎のつまり4分の1と理解していいのかな、私はそう理解したんですが、それでよろしいですか、4分の1ですよ。はい。

それで、4課入る、建設関係の4課入るということでもよろしいのでしょうか。

総務課長(島田忠哉君)はい、議長。ただいまスペース的な部分で財政課長の方で4課程度というお話をさせていただいたところでございますが、現段階において具体的にどの課をというふうな部分には至っておりませんが、当面の需要として考えられますは、今後発生するであろう震災復興関係、災害復旧関係事務、用地関係事務、こういった部分なんかを中心に強化をしていくという前提で、組織の具体の部分についてはこれから検討に入ることをご理解いただければというふうに存じます。

12番(佐山富崇君)はい、議長。それはまだはっきりしていないと、こう理解していいということをご理解しました。

それで、位置はまだ聞いていないですね、位置。

企画財政課長(寺島一夫君)はい、議長。一応この敷地の中で駐車スペースに今なっているようなところに基礎を置いて同じようなことで同じような構造でということをご考えておりますので、今言っている駐車場のところを考えたいと思っていました。

12番(佐山富崇君)はい、議長。つまりはまだこの敷地内だけは言えるがどの場所というか、この敷地内の、それはまだわからないと。ちょっと予算するには雑でないですか。予算として提案するには、私はそう思うんですよ。その辺、総務課長なり町長なりはどう思うか。

総務課長(島田忠哉君)はい、議長。ご指摘の向きもございしますが、財政課長の答弁の中にありましたように、今年度中にやれば財源の手当てが期待できるというふうなことに着眼をした場合、それと今後の組織検討を踏まえた中で新年度に速やかに移行できる体制、こういったものを年頭に置いた形でのご提案ということをご存じますので、この部分等についての特段のご理解を賜れば幸いです。

12番(佐山富崇君)はい、議長。そういうこともあるということをご理解するように努めます。

それで、先ほど理解したんですが、どの課が入るかもまだわからないというお話が出ていました。県庁から来ている課長さんたちもいらっしゃるし、副町長さんも県庁から来ている。県庁では一般棟と議会棟が分かれています。私どもの議会棟、あるいは教育委員会とかを入れるというようなことは考えられないかどうかお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。一般論としてはそういうふうなことも検討に値するのかなという気はいたします。

12番（佐山富崇君）はい、議長。十分検討していただきたく思っております。この件についてはいいことにしましょう。

同じく14ページ、町民バス事業費の需用費280万円、先ほどお聞きしたのでは、10人乗りワゴン車に改修することも含めということもあったんで、その件の内容をお伺いします。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。内訳といたしまして今の「ぐるりん号」自体の修繕料が不足している分とあわせてなんですが、その分が大体50万円ぐらい修繕を見込んでおりますが、それ以外を引きますと230万円ほどを10人乗りのバンがございましてけれども、それを10人乗りに改装するに当たって補助の対象になるということがありましたので、今回2台運行から3台運行に切りかえるために1台を改修する提案でございます。

改修の中身につきましては、1台寄贈を受けている10人乗りのバンがございまして。これの方に自動ドアを取り付けて、それからシートを一たん取り外して床を張りかえ、あるいは乗合用のシートに取りかえると。それから室内の握り棒とか手すりとかを取りつけると。そして、外側の塗装をするということで230万円ほどで見込んでおります。この1台につきましては、さっきの既定予算の方で調査事業に入ることにしておりましたけれども、一応調査をし、運行の状況を踏まえて利用の少ない時間帯とか利用の少ない区間にこの小回りのきくバスを1台購入を4月からしたいと予定しておまして、そのために事前に改修を入れたいと。あと、それに伴って1台ふえることによって今2台あるものについても通学とか通院、買い物等で利用時間に合わないルートとかダイヤがございまして。そういったものも少しでもその1台入れることによって改善できるようにというふうなことを今予定して、とりあえず公共交通会議の専門部の皆さんからいろいろご提案いただいておりますけれども、とりあえず台数ふやす対応がまず必要だというご意見がありますので、一気に改善できませんけれども順次段階を追っていきたいと。その第一段として1台小さなものを導入してみたいというような考えでございます。以上です。

12番（佐山富崇君）はい、議長。私はやっぱり時間帯、今、課長説明のとおり、時間帯によっては非常に乗車率が悪い「ぐるりん号」もあるようなので、この予算措置は素晴らしいものだなというふうに思っております。

次に移らせていただきます。20ページ、土木費の住宅費、公営住宅建設費であります。もろもろ旅費、需用費、役務といろいろありますが、委託と公有財産の購入費を含めると約1億3,000万円、1億3,959万円ですか、この辺の詳細に例えば単価とか位置とか場所とか、その辺をお伺いいたします。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。委託料の用地測量に係ります1,100万円につきましてご説明申し上げます。失礼しました。17節の公有財産費用地購入費の1億1,

959万円につきましてご説明をさせていただきます。（「含めてさ、委託料も入れて1億3,000万円と言ったんだ」の声あり）現在、候補地といたしまして新山下駅周辺を候補地として選定させていただいております。それから新坂元駅周辺、この2地区に分けて、およそ山下駅周辺、1万平方メートル、坂元駅周辺5,000平米を目標とする数字とさせていただきます、測量設計を行います。

対象となりますのは、合計で70戸ほど、23年度で今回着手する対象戸数と考えてございます。

土地の購入費につきましては、田畑につきましては約1万5,200平米ほどを見込んでおります。これは双方の合計という形でのおよその数字でございます。それから、宅地につきましては約4,900平米ということで、土地購入費につきましては、先ほど用地測量業務でのご説明の面積と若干違いはございますけれども、用地購入費につきましては面積を大きめに計上させていただいております。単価につきましては、現在、町で契約単価とさせていただいております宅地、約1万5,100円と、田畑につきましては1,500円でございますが、田畑の上昇とかそういったことを考慮しまして平米当たり3,000円という金額で算出いたしました。以上、概要とさせていただきます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。購入費云々などはちょっと聞き取りにくかったんでもう一度、その辺教えてください。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。失礼いたしました。土地購入費の内容につきましてもう一度ご説明させていただきます。

宅地4,900平米を単価1万5,100円、田畑1万5,200平米を単価3,000円という形での積算といたしております。以上でございます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。ちょっと計算が合わないんですがいいでしょう。

それで、70戸分と言いました。この70戸分で1万5,000平米使うの、その辺のところ。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。現在考えております対象戸数は70戸で試算しております。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。すみません。1万5,000平米で70戸を見込んでおります。

12番（佐山富崇君）はい、議長。そうすると、1万5,000平米で70戸を見ているということになりますと、多分戸建てを考えたの話なのかどうかと、多分そうなのかと思って聞くんですが、例えば道路とかも区割りとか出てきますね。それとこの積算というか、1万5,000をどういうふうに区割りというのか、見たのか教えてください。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。現在、この積算に際しましては戸建て住宅と集合住宅を併設させるような形で検討いたしております。集合住宅を2DKタイプといたしまして山下駅周辺に30棟、それから戸建て住宅を3LDK20戸といたしまして合計50戸と考えてございます。それから坂元駅周辺でございますが、集合を10戸、戸建てを10戸、合計20戸ということで試算いたしております。以上でございます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。わかりました。集合住宅で40戸だというのは、戸建てが30戸、両方合わせてですよ。それは理解できたんですが、ですから、集合住宅は2DKとお話しになったんで理解しろと言われればしなきゃならないのかわかりませんが、その敷地

は何ぼ、あと戸建ては20戸、これは3LDKとおっしゃいました。その3LDKの1戸の面積というか、土地区割り、それを大体どのくらいで、道路は何ぼで側溝は何ぼとかそういう計算をしたのではありませんかというお尋ねをしたんです。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。ただいま集合住宅の2DKでご説明させていただきました。延べ床面積は50平米で試算したものでございます。それから1戸建てにつきましては3LDKをおよそ延べ床面積80平米で見込んでございます。道路等の面積につきましては、まだ詳細を出しておりませんので。（「今のは建物だね」の声あり）ただいまご説明申し上げました山下駅周辺でございますが2DKで30戸ほど……。

議長（阿部 均君）暫時休憩とします。再開は1時といたします。

午前11時45分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（阿部 均君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。先ほどは大変失礼申し上げました。佐山議員からのご質問にお答えさせていただきます。

初めに、午前中、ご説明申し上げました単価の部分で一部訂正させていただきたいと思っておりますので申し上げます。田畑の単価につきましては、町の単価、1,500円を現在設定しておりますが、今後、変動が見込まれますことから、不動産鑑定によりこの単価等につきましては決定してまいりますので、先ほどの単価3,000円というのを訂正させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

それから、山下駅周辺、坂元駅周辺での全体の配置面積等につきましての回答でございますが、山下駅周辺につきましては対象戸数50戸を宅地面積約6,000平米と見込んでおります。それと道路につきましては約3,000平米を見込んでおります。その他公園等につきましては約1,000平米等で約1万平米という概数で見込んでございます。

1宅地当たりの面積につきましてご説明申し上げます。2DKタイプですと、敷地面積が約100平米、30坪に相当いたします。それから3LDKにつきましては敷地面積が150平米で約45坪を見込んでございます。ただいまの宅地面積でございますが、町の方でタイプによって変動がございますので、用地を町の方で確保いたしまして県が造成工事や間取りのプラン等を実施設計という形をお願いすることになりますので、詳細につきましては、今後、さらに検討してまいりますこととなります。

続きまして、坂元地区の面積のおよその割合をご報告させていただきます。建設数約20戸に対しまして宅地面積が約2,500平米、道路面積が1,800平米、公園等につきまして200平米、あとその他の用地といたしまして600平米ほどがのり面等、あるいは道路附帯施設ということで見込んでおります。およそ5,000平米ということで計画をいたしております。

建物のタイプ等につきましては、先ほど山下駅周辺でご説明申し上げました2DKと3LDKで計画をしてまいります。現段階での概要とさせていただきます。以上、ご説明とさせていただきます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。大体わかったんでいいんですが、確認だけしておきます。戸建てで約敷地面積45坪というふうに言われたんですが、間違いはないですか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。ただいまご説明いたしました45坪と申しますのは2連棟等タイプで計画したものでございます。合戦原住宅のような形でございます。この間取りによりまして坪面積はさらに50坪から70坪程度までの変動が見込まれますので、詳細は今後、固めてまいりたいと思います。

12番（佐山富崇君）はい、議長。確認なのいろいろ出てくるとまた私も迷ってしまうんですね。というのは、まず70戸建てるという前提のもとにその70戸の分は、戸建てと言ったって3LDKですと、そうさっきご回答いただいたわけですよ。それが50坪あるいは75坪、これは500棟建てるといったのと、400だっけ。その部屋割が違うのでそういうふうになっていくというふうには私は理解したいんですけども、だから、70戸分についての戸建ては何坪かというのをお聞きしたいんですよ。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。現段階におきましては、戸建ての計画を約30戸、合わせて30戸と見込んでおります。

12番（佐山富崇君）はい、議長。だから、戸建ては30戸と聞きました、そうですね。70戸のうち30戸。その坪、1戸当たりの坪は45坪とさっきお聞きしたような気がしたんですが、その後、確認ですよとお聞きしたら50坪、70坪と。来年というか、早急の70戸の分についての戸建ての坪数は幾らですかということの確認なんですよ、それだけ教えてください。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。現在見込んでおりますのは、3LDKで45坪程度でございます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。3LDKで45坪と確認はできました。ただ、ちょっと気になることをおっしゃったので一つだけ。2戸を一緒にするという言い方したんでないですか、今。戸建てというのはそれも戸建てになるんですか、2戸一緒なもの。私は1戸1戸なのが戸建てだとばかり理解していたんですが、そこを改めてお尋ねします。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。1戸建てでございますので、先ほどの説明は訂正させていただきます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。はい、理解しました、ようやく。私だけ質疑しても皆さん、いっぱい質疑するところおありだと思うんですが、一つだけさっき漏れたので、私が漏れたんです。回答が漏れたんではありませんのでそれだけもう一つ質問させてください。もう一度、仮庁舎のリース料ということですね。設備は電話だの何だの、初期の5年のリースなのだが1か月分だけの予算化しかしていないと、こういうふうにお答えをいただいたような気がしたんですが、そうすると、5年分のリースとなると何ぼになるのか教えてください。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。備品関係のリースにつきましては、全体で5年だと2,440万円、5年間ですね。それから、パソコン、プリンター等で1,020万円、それから電話関係は、これは300万円ほどなんですがこれはこれで1回分だけということで見込んでおります。

12番（佐山富崇君）はい、議長。わかりました。そうすると、予算ですから今年度の分だけ、1か月分だけと、3月中に、4月中に使う分ぐらいだということなんですけど、この建物のプレハブのあいつと一緒に仮定すると、今、3,500万円足さるわけだと、こういう

ことに理解していいわけですよ、5年間だと。だから、6,000万円の、約1億円だと、こう理解していいわけかな、5年間だと。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。プレハブの建物の方は、今4,843万円と見込んでおりますけれども、これは建物の附帯するその他工事ということで見込んでいます。それから、全体としましてはあとの4,800万円以外に解体等が発生しますのでその費用を約2,370万円ぐらい見込んでおります。この建物と備品、パソコン、電話等の全体を足しますと約1億1,000万円ぐらいになります。

12番（佐山富崇君）はい、議長。1億1,000万円、例えばこれを3分の2補助というふうにさっき受け取ったんですが、すべての3分の2でいいんですよ。そこの額、建物でなくね、そこのところ。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。23年度分が3分の2、対象になります。3分の2の対象の23年度分としては建物と1か月分のリース、備品、パソコン、それから電話の設置というのが対象になるというふうに見込んでおります。

12番（佐山富崇君）はい、議長。そうすると、6,000万円のうちの3分の2だけは補助をもらえると。あとはだめなんだと、こういうふう理解していいですか。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。この庁舎のことしに限る機能復旧という補助制度からすれば、そういう理解で結構です。ただ、残り分のリース料が約3,000万円ぐらい発生します、3,000万円プラスアルファ、この分については私どもの考え方としては災害に関連してきますので特殊財政需要という形で特交措置を要求して手当てをしていただくように考えております。

12番（佐山富崇君）はい、議長。まだまだあるんですけども私だけというのも、時間もたってしまうから、私はこれで一応質疑は終わりにしておきます。

議長（阿部均君）ほかに質疑はありません。

8番（佐藤智之君）はい、議長。15ページの一番下の12節役務費通話通信料関係で先ほどの説明の中で山元復興応援センター関係であると。その山元復興応援センターの設置の中身について伺います。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい、議長。山元復興応援センターにつきましては、主に仮設住宅が8月末に皆さん入ったということで、社会福祉協議会が中心になって設立しているものです。仮設住宅の災害住民見守り等つながりづくりを主に社会福祉協議会とNPO法人アドラジャパンというふうなところで協力をいただいで運営しているところでございます。

8番（佐藤智之君）はい、議長。具体的な仕事の内容と伺いますか、その辺、ちょっと具体的に。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい、議長。具体的にはボランティアセンターを吸収して発展した形でボランティアセンターの機能と仮設住宅を中心とする在宅生活支援相談業務を担っております。また、仮設住宅連絡協議会の中の仮設住宅支援の連絡調整、仮設住宅における集会所の利用調整等々を図っていることが具体的な業務として挙げられます。以上です。

8番（佐藤智之君）はい、議長。非常に重要な仕事の内容と思われませんが、これは何人体制で運営していくのか。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい、議長。ただいま事務員が3名だったかと思えます。昨日、また生活相談員が増加いたしまして生活支援相談員が15名、事務員が3名という形で対応

しているというふうに聞いております。

8番（佐藤智之君）はい、議長。ただいまの件は了解しました。

次に、17ページの3款民生費12節役務費200万円の中で仮設住宅のクリーニング料120万円、その下の仮設住宅敷地内安全表示設置手数料80万円、この中身について説明してください。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。仮設住宅内安全表示手数料でございますが、こちらにつきましては8団地計画ございまして、それぞれに建物の安全管理を図る意味で看板を設置します。これらは仮設住宅内で危険物あるいはそういったもの、集会所とかに表示するようにそれぞれで計画をしております。

それから、ハウスクリーニング手数料につきましては、退去する際のクリーニング料という形で見込んで、合計200万円という要求額とさせていただいております。

8番（佐藤智之君）はい、議長。敷地内安全表示、なんかちょっと意味がよくわからないのでもう一度大きな声で。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。失礼いたしました。安全表示手数料につきましては、駐車場等を利用する際に安全に車の運行等をしていただくように道路表示等、そういった標識等も含まれております。

場内に設置いたします安全看板、例えば徐行とか停止とか、そういった安全の表示板を設置する予定でございます。

8番（佐藤智之君）はい、議長。やっとわかりました。

次に、18ページの衛生費の2目予防費小児インフルエンザワクチン接種35万円、これの対象年齢と対象人数をお聞きします。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい、議長。対象人数は1,609人の約6割が接種するものと見込んでおります。対象人数は1,609人です。ゼロ歳から15歳までです。

8番（佐藤智之君）はい、議長。念のために確認します。接種料は当然無料になるわけですね。確認です。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい、議長。接種料のうち1回接種2,000円を助成するものでございます。全額ではございません。金額につきましては医療機関によって違う部分もあるんですけれども。

8番（佐藤智之君）はい、議長。2,000円の補助、そうすると、本人負担というか、その親の負担は幾らになるんですか。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい、議長。予防接種につきましては、各医療機関によってまちまちですけれども、おおよそ3,200円程度かと思えます。そのうち1回当たり2,000円を助成するものでございます。

8番（佐藤智之君）はい、議長。お答えは確信を持ってはっきりとお答えいただければ。

次に、21ページの10款教育費の一番下でございます。20節の扶助費、通学扶助費増20万円となっておりますけれども、この中身、従来はこれこれ、そしてこういうことで20万円をふやすんだと、その辺の説明をお願いします。

学務課長（岩佐秀広君）はい、議長。当初が270万円でございます。それで今回見込まれるのが288万2,000円ということで、そのあとの18万2,000円を助成するものでございます。18万2,000円を見込んで改めて20万円ということで助成するものでございます。

8番（佐藤智之君）はい、議長。これの具体的な中身、例えば住所を移さないで町外に生活していると。その地元の今までの学校に通うガソリン代、そういう対象の補助金だったかどうか、もう一度確認したいと思います。

教育長（森 憲一君）はい、議長。お答えいたします。もともとの趣旨は、今回の被災によりまして通学に要する経費を補助するものでございます。一つは、公共交通機関、バスであるとか列車であるとか、そういったものの通学費の旅客運賃の2分の1、それから保護者の方で、こちらの方がおおむねそういう対象になるんですが自家用自動車で通学する子供たち、小学校では片道4キロ、中学校では片道6キロに対するガソリン代の2分の1を補助するという内容のものでございます。

8番（佐藤智之君）はい、議長。その小学生、中学生の対象人数、教えていただきたい。

教育長（森 憲一君）はい、議長。対象人数は、もともと当初考えておりましたのが仮設住宅入居までというふうに想定しておりましたけれども、実際には仮設の入居が終了した後も町外から通ってくる児童・生徒が多数ございますので、当初は135名を想定しておりました。現在でもおおむね68名が町外から通っていると。あるいは町内であっても仮設の距離が先ほど申しあげましたように小学校で4キロ、中学校6キロ、それを超えれば対象になりますのでそちらの方の該当者もいるということでございます。

8番（佐藤智之君）はい、議長。はい、わかりました。最後の質問ですが、22ページの同じく2目教育振興費の20節扶助費400万円の被災児童等就学援助費増400万円、この内容について伺います。

教育長（森 憲一君）はい、議長。これにつきましては今回の被災によりまして従来、平常時の就学援助の枠組みプラス被災によって半壊以上の被害を受けた児童・生徒の保護者に対する就学援助費の手当てでございます。こちらについては当初、見込んでおりました箇所よりも大分ふえてその分を補正させていただくものでございます。

8番（佐藤智之君）はい、議長。わかりました。

4番（菊地八朗君）はい、議長。21ページの消防費の工事請負費仮設消防ポンプ置き場設置工事117万5,000円、先ほど説明は寄贈いただいたポンプ車、まずどこに配置するのか、そして何台分、多分6台寄贈してもらったと思うんですがその中の6台なのか、そしてその置き場が117万円、場所と仮設住宅の場所。そして、どういう建物かについて伺います。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。お尋ねにお答え申し上げます。まず、仮設住宅に配置をしたいというふうな消防団の方の考え方でございます。なお、場所によっては消防団員が少ないということもございますので、その辺は地元の区長さんともご相談後、決定したいということでございます。

ポンプ置き場の構造につきましては、応急的なものというふうな理解の中での仮のポンプ置き場ということで、金額的には20万円ちょっとぐらいで構造的にはパイプハウスの少し強度の強いものということで十分じゃないかという幹部等のご意見等も踏まえながら設置場所等、構造、そういったものを計画をし、ご提案申し上げているという次第でございます。

4番（菊地八朗君）はい、議長。まず台数、消防車の設置、何か所、8か所ある仮設住宅に対して8か所なのか、6台に対して、まず。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。失礼しました。台数については6台ほど寄贈いただきました

けれども、配置場所についてはそのうち5か所分が被災エリアを中心になくなっており
ますので、こういったところから避難されている各仮設住宅をメインに5か所ほど計画
をしておると。1か所については浸水はしたものの、損壊は免れた箇所もございますの
で、そのものの利用も含めているということで、6台寄贈を受けたんですが現在の計画
は5台分の配置ということをご想定してございます。

4番（菊地八朗君）はい、議長。じゃ、応急仮設住宅の5か所という判断で、その建物はちょっ
としたパイプハウス、ビニールのハウスだという受け止め方で、その仮設、5か所に対
してまだ消防団の結成もなされていないときに、消火はだれがどういうふうにするの、
今後。だったら役場に置いてちゃんとなるまで役場の庁舎に置き場所ないから置くのか
という感じの受け止め方にもとれるんですが、そこまでだったら消防団結成がしっかり
とされる間は庁舎内のどこか、駐車場とか、そこにちゃんと保管するか、そして運転か
ら操作のできる、多分この仮設住宅にも設置場所には消火栓もないところもあると思
うんです。その辺について今後の対応として考えてください。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。お尋ねの件につきましては、長くなるようでちょっと恐縮で
ございますけれども、一つは、震災エリアの消防団ということでございますので当座の
運用に当たっては被災された消防団が仮設に仮住まいをされているということでござ
います。磯、中浜地区であれば、中山とか坂元中学校とか、主にそういったところに仮住
まいされていると。そうした中で消防団の組織の再編というところまで踏み込んでい
かないとできないだろうと。それには集落の再編も相まってくるということかと思
います。

ただ、現状においてその確定したものが見込めない段階においては、経過的な措置と
してのやむを得ない判断の中で組織を現状の中で運用せざるを得ない。そうしたとき
に、言うなればポンプ置き場なり消防機具というのは消防団のシンボルであり精神的な
つながりのものだ。そういったものを継続しながら消防団員の士気の低下を招かない
ようにという側面的な期待をしつつ仮設住宅に配置をし、その中での連帯意識の保持
という部分も効果として期待されており、それがゆえに体制的には十分ではないか
もしれないけれども仮設住宅に配置をしたいというふうなことを主眼としている部分
もございますので、ご理解いただければというふうに住じます。

4番（菊地八朗君）はい、議長。思いというか、納得しているというか、ただ、今仮設住宅の中
に消防団、例えば箱根住宅には消防団が2人しかいない、入居者に。それも消防団
でも運転者も設置されていない状況で、こういうのを設置するのを悪いではないよ。
その中の仮設住宅の中で置く場所のときは消防団が最低でも4名とか入居者があ
ったところに設置するとか。そうでないと、何となく意識の向上というか、安心を
図るというような思いはわかるんだけど、やはりその配置場所、ただ置けばいい、
ここさ置いてけらったらポンプ車見れば安心だと、そういう思いで置くんでは
ちょっと消防団に対して失礼じゃないかという思いもするんです。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。大変消防団に対してご配慮いただいております
ことにありがたいといえますか、当然、その意向については消防団幹部会の中
での幹部の決定事項というふうなことで配置場所等を考慮させていただいた部分
でございます。そして、ただいまお尋ねのように、実際の運用に当たっての
団員の確保というふうな問題も片一方で懸念される場所であり、その運用に
当たりましては必ずしも団員に限定したとなりますと、当然、日中も不在
というような状況の中で運用が懸念されると。よって、現在の

検討過程の中においては消防団OB会、そういった方々のご理解、ご協力もいただかざるを得ないのではないかという現実的な問題を抱えているのも事実でございます。したがって、今後の運用に当たりましては、議員さんのご指摘等も踏まえながら幹部会でさらに検討し、地元行政区の区長さんを中心にご相談をさせていただければというふうに考えておる次第でございます。

4番（菊地八朗君）はい、議長。ぜひOB等の活用、そして仮設住宅の自治会長さんなりとも話し合いをしていただいでしっかりとした本当の支援体制というか、消防団に対しても仮設に入居している方も安心すると思っておりますので、その辺の配慮をよろしく願いして終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

10番（岩佐 隆君）はい。13ページの2款総務費の6目の企画費、先ほど同僚議員も質問しましたけれども、ちょっと内容の点で確認したい部分もありますので質問したいと思います。1,969万円の企画費の事業ですけれども、防災集団移転の促進事業に係る部分の話し合いということで意向調査の関係の委託料、その下の不動産鑑定業務委託料、この中身についてお尋ねをします。対象人数と具体的にどういう形で進めるのか。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい、議長。ただいまのご質問にお答えします。対象人数としましては、意向確認が2,000人ということで、先の特別委員会でもご説明しておりますとおり、1月から対象者に対して個別の面談形式でもって意向確認をするというものでございます。一応現在見込んでおりますのが1月から2か月間ほどの工程でもって2,000人を対象に調査をするという内容でございます。

10番（岩佐 隆君）はい。この2,000人を2か月間という形で今お話しありましたけれども、委託する先というか、具体的に職員が個別にお話を聞くという形でなく、あくまでも委託業者といいますか、そういう委託先に委託するという、どういうところに委託をするおつもりなのか。

あと2,000人というのは、今までのアンケートで公営住宅なり集団移転を希望した人なのか、全体で2,500というのは全壊と半壊ということだったと思うんですけども、その辺の人数についてと、あと今お話しした委託の先、どういうところに委託するのか、お願いしたいと思います。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい、議長。2,000名と申したのは、危険区域の1種、2種のほかに3種、それから個別の地震被害による被災者に対しても一応確認をとりたいということで2,000名というような見積りをさせていただいております。それから、委託をする業者ということなんですが、2,000名というような対象人数に対しまして職員数が限られた人数しかおりませんのですべてを職員でやるということが現実的には不可能だという判断をしております。ですので、コンサルタント業者の方に委託をしましてコンサルタント業者とプラス職員が1名から2名、付き添いをするというようなことで対応してまいりたいというふうに考えております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。職員が私はやるべき仕事だと思うんです。何でかという、実際に住民の人たちは被災して相談に乗ってもらう。今までも役場庁舎に来るとなかなか従来の職員の皆さんが、ほかの職員の人たちがいっぱい入ってきてなかなか親しみが持てないという人たちもおるし、こういった個別の話を聞いて事業化するにはやはりそういう必要性もあるのかなと思うんですけれども、コンサルタント、どのくらいのコンサ

ルタントに事業を委託する中で1, 200万円というお金が全部コンサルタント会社に来るんですかね。それとも別に職員でかかる経費で今回の個別の面談でかかる経費があるのかどうか、この1, 207万5, 000円の内訳を教えてください。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい、議長。一応今回予定しておりますのが2か月間ほどの工期でもって聞き取り調査を行うということで考えております。具体的に申しますと、一月に大体25日稼働するというようなことで大体1回につき3名ほどの出席と。それに職員が1名ないし、できれば2名つけたいと考えているんですけれども、それでコンサルタント業者の方にはそういった意向確認をさせるんですけれども職員が必ずそこには付き添う形で意向聞き取りしたいというようなことで考えております。

先ほどの1, 270万5, 000円につきましては、あくまでもコンサルタントに業務を委託する金額というふうなことで計上させていただいております。

なお、聞き取り調査のほかに準備段階の作業、意向調査を確認した後の取りまとめ作業、そういったものも含めての1, 200万円というふうなことでございますのでご理解いただきたいと思っております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。多分コンサルタントの委託という形、税金みたいな形になると思うんですけれども、実際にそういう業務を扱っている業者、何社かに入札みたいな形の発注の仕方をするのか、考え方で結構です。

あと、不動産鑑定、その下の業務委託料698万5, 000円、これについて実際に先ほども若干お話を聞いたんですけれども、聞き取りした中での個別のそういった宅地に関してある程度、鑑定することなのか、全体の2, 000戸の部分、それについての鑑定を委託するという事なのか、その辺についてお尋ねします。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい、議長。まずコンサルタントへの発注形態でございますけれども、これにつきましては現在、検討している最中でございますので、まだ具体的にこういう契約の仕方をするというものまでは決まっております。

それから、不動産鑑定の方ですけれども、一応こちらの防災集団移転事業に該当しますもともとの土地があるエリア、それから移転先の区画整理をやる方の買収なりをかけるエリア、そういったことで町内全域にわたって大体今のところの見積りですと28件の宅地ですとか田畑、山林といった地目別に鑑定評価をとりたいと考えております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。今の件についてはコンサルタント事業の発注の関係で、山元町は随契、大分少ないようなんですけれども、随契でなく入札できちっと、幾ら国でお金出すといっても我々の税金、あるいは国民全体の税金から出ているのでしっかりその辺も考えながらやっていただきたいと思っております。

あと、引き続き17ページの3款の民生費の災害救助費15節の工事費の関係で5, 550万円、仮設住宅関係の工事費の負担増ということですが、先ほど、若干同僚議員の説明の中で課長の方から説明をしていただいたんですけれども、この増の寒さ対策というお話しだったんですけれども、具体的にどういう内容だったのかお尋ねします。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。15節の工事請負費の内容でございますが、寒さ対策工事といたしまして仮設住宅に対します畳の設置工事とあと簡易スロープの設置工事を計画いたしております。あわせてましてひさし設置工事につきまして計画しております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。寒さ対策で簡易スロープとか、一番最後のひさしのやつも寒さ対策で出ると、先ほどの説明で国から全体の事業の中である程度、増嵩できる部分があったというお話でしたのですけれども、付随した関係の事業で国から項目が広がって今回増嵩という形になったのか、全体の事業、前段に発注してそれで足りないからつけ加えてということなのか、予算化が最初なのか、それとも事業が足りなくて出たのか、その辺、確認したいと思います。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。寒さ対策工事の中でご提案いただきました、先にご審議いただいた空調設置工事とか、それから外壁等の工事のございでしたが、それらのほかにこういった工事を追加で発注できることとなり、各仮設住宅の情報等を確認の上、設置を行ってまいる内容となっております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。これについては畳なり簡易スロープ、ひさし、これは全部対象になると思うんですけれども、町の今まで発注した工事、あるいは県の発注した工事、全部含めて全体でどのくらいの今回の事業の中で5, 550万円ということですが、どのくらいの戸数に今回増嵩の工事としてやるようになったのか。先ほど説明は受けていませんよね。お尋ねします。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。現在、計画しておりますのは8団地、約900戸の計画となっております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。8団地、900戸、900戸で全部の団地をやれるということだと思うんですけれども、具体的にこれから発注する中で1K、2K、3K、多分畳全部入れるということになるんでしょうけれども、どのくらいの工期がかかっていくのか、工事の見通しをお伺いしたいと思います。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。工事につきましては今後、発注を取り急ぎ進めてまいりたいと思いますが、設置期間につきましては、対象戸数が900以上となるものですからできるだけ効率よく短期間で配置できるように準備を進めてまいりたいと思います。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。これはエアコンのときも話、出ただけけれども、寒さ対策という位置づけであれば早くきちっと発注して、そして仮設住宅にいる人たちに寒さをしのいでもらうような形にしていけないとうまくないと思うんですよね。それですから発注の仕方もあると思うんです。どういう発注をしていくのか。その辺、考えた中でこれから進んでいかないとだめだと思うんですけれども、900以上ということですから戸数も多いと。ただ、今までの経緯の中でまたもう一回エアコンのときの話に戻るような形になるとうまくないんですけれども、ただ実際にやはりきちっと国からそういうお話が来て県から町でやるような形になって大分日数もお金もかかっていると思うんですね。

ですから、やっぱり工事期間なり発注の期間を短くしていけないとだめだと思うんですが、その辺について、まず町長のお考えをお伺いできればと思います。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。仮設住宅の寒さ対策工事、本当に日増しに寒さが募っている中で、ご指摘のようにいち早く工事をスピーディーにやるということが肝心でございます。ご照会ありましたように、国、県の通知、あるいは工事の具体の確認という場面で不測の日数を要している部分があるんですけれども、その辺は地元としては少しでもその辺をカバーするような段取り、工事の対応ということが必要でございますので、できるだけ短期間に寒さ対策が終えられるように対応してまいりたいと思っております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。課長に先ほどいつまでという期間はお話しなかったんだけどもいつごろを目安にして工事を完了させることなのか、できるのかどうか。

あと、発注の仕方というお話をしましたけれども、まだ随契という形なのかどうか、これからだと思うんですけども、900戸以上の戸数になると、大分事業費はどのくらいになるのか、軽微な今回の増嵩の工事になるのでそんなに事業費はかさまないのかどうかわからないんですけども、このくらいの額で全体が終わるのであればあれですけども、発注の仕方とか期間の関係をお尋ねします。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。発注の方法につきましては、対象戸数がございませうのでできるだけ効率よく施行していただくという方法で工区割とかそういった方法も考えられると思います。

それから、完成時期につきましては、ただいま明確にいついつというのはお答えできないところではございますが、早期に設置できるよう工区割等の発注の方法も考えながら進めてまいりたいと思います。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。効率よく発注してできるだけ短期間にやるという姿勢はわかるんですけども、どういう発注の仕方が効率的な発注なのかどうか、今考えられる、そういった形でいいですからお尋ねしたいと思います。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。発注の方法といたしましては、仮設住宅の設置されている地域、あるいは工事をこれまで建物の設計あるいは建設を手がけた工事担当、そういったことも配慮に含めまして全体を一つという形でなく何件かに分割して発注することも工期の短縮になると思いますので、そういったことも配慮して進めてまいりたいと思います。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。非常にわかりにくい答弁なんですけれども、随契で発注することなのか、実際に今話を聞くと。それしか聞かないんですけども、ただ戸数が多いのできちっとその辺を考えながら発注しなかったらだめだと思うんです。このくらいの工事であれば、地元業者の人たちにも手伝ってもらいながら一体になって施工できるような、そういった状況にはあると思うんです。その辺も含めて考えて発注をするべきだと私はそう思いますので、その辺についてどうなのか、町長にお伺いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。一般質問でも同様の趣旨のご質問をいただきましてお答えしているところではございますけれども、私は就任以降、基本的には地元の皆さんをお願いする方向でと、地産地消というふうな意味合いで広く発注業務についてもそういう形を踏襲してきたところでございます。

この寒さ対策については、先ほどお答えしたとおり、余裕のある期間でない中で早く仕上げなくちゃいけないという制約もございませう。ですから、そういう制約条件も含めて短期間でスピーディーに仕上げられる方法で基本的にはやらなくちゃいかなと。しかし、その中でも限りなく地元の皆さんにご支援、ご協力いただける部分があれば、それについてもそういうふうな方向でやっていきたいというふうに思っているところでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。18ページ、19ページ、その4款の衛生費の災害廃棄物の処理業務委託料、あとその上の13節と19節の部分、両方ですけども、最初の委託料関係で1次仮置き場の管理業務委託料、これは3,000万円の減になっているんですけども、これについてお尋ねをします。最初は13節からだね。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい、議長。お答えいたします。1次仮置き場の管理業務の委託料の減の3,001万円の減額の関係でございますが、これは先ほど説明の中で無償のレンタル重機を貸与いただいているというようなことがございましてこの無償のレンタル機18台提供いただいております。その中の11台分につきましてこの委託料の中に重機の委託料も含めて予算化しておいたということで、その重機の委託料の計画部分を計上して減額したという内容でございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。これは3か所の仮置き場の関係で重機を11台置いていてそれを一応今回の措置の11台分ということなのかどうか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。ただいま議員さんからお話しあった1次仮置き場の作業に携わっていただいた重機を計画しておりましたが、ご説明のとおり、18台、重機関係が11台、それから散水車等も含めまして合計18台の機械を今回減額という形で今回提案をさせていただきました。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。町民課長からの説明では11台、そして今、まちづくり課長からの説明だと18台、合わせてなんですけれども、それはどっちが本当なのかどうか。

あと、具体的にこれは最初から見積もっていたということは、本当は支払うべきお金だったと思うんですけれども、その辺は重機の方で要らないという形で、全体の委託の中での重機の借り上げ分のマイナスということなのか、全体で委託しているんですよね。1次仮置き場の処理の関係、そういったことと関連するのかどうか、その辺わからないので教えていただければと思います。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい、議長。大変失礼いたしました。先ほどレンタルの無償借り上げについては18台でございますが、そのうちの11台分と私、先ほどお答えいたしました私の間違いでございますので、18台分の委託料の中に含まれている重機の借上料部分を重複した部分を減額したという内容でございます。

あとの部分についてはまちづくり整備課長の方から回答していただきたいと思います。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。当初設計におきましては瓦れきの集積撤去等を管理していただくためにこの機械を計上しておりましたが、今回レンタルの提供の申し出がございまして、その分が機械が不要となったことから減額とさせていただきました。無償でのレンタルでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。それだと、業者に例えば1次仮置き場の3か所については委託をしたと。そして、その中で重機の借り上げ分も入っていたので、その業者の全体の委託金の中から取ってという形で今回考えたということでもいいのかどうか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。ただいまレンタルいただいた機械につきましては、運転経費を見込んだ設計としており、重機の使用料等は含まない設計で発注をさせていただいております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。その13節から19節に移りたいと思います。

19節の災害廃棄物の処理事業の業務委託費、これについては先ほどの説明だと、これを町で受けて後は県に需用費としてやってそれを業者という形だと思うんですけれども、ただ全体の事業費、今回県の全体の発注の事業費から見ると、ちょっと少ないような気がするんですけれども、それは段階的に町で受けて県にという流れなのかどうか、その辺のお金の流れとは全体の事業費の流れ、教えていただければと思うんですが。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい、議長。それでは、ただいまの質疑の件でございますが、今回

の72億円につきましては、今年度、県に委託している部分の委託の概算がまとまったということで補正をしたということでございます。瓦れき処理の2次処理につきましては、3か年の事業といたしまして331億5,000万円ほどで県の方で契約を済ませてございます。そのうちの23年度分という内容で62億9,900万円ほどが今年度分ということで含まれてございます。あとそれに農業用施設の瓦れき撤去というような内容でございますが、それで7億1,700万円ほど、あと宮城県が管理する道路、河川等の瓦れきの撤去の委託部分でございますが、それが1億800万円ほど、主な部分についてはそのような内容でございます。これの部分の本年度分といたしまして72億円というような内容でございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。一般質問でもお聞きはしたんですけれども、今年度分の計画の部分での事業をどういう形で考えていくのか、それについて。

あと、面積というか、全体の事業の中で74万2,000トンの廃棄物をこれから処理していくということだと思うんですけれども、委託する中で。それで、実際に瓦れきの関係でどれくらいのトン数になって、あるいは一般的に土とか考えると、何万立米という形になるのかどうか、そういうことを入れて全体の処理の量として74万2,000トンという形になるのかどうか、ちょっと2点について。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい、議長。それでは、まず県で2次処理場で計画しております災害廃棄物の処理量でございますが、可燃物の木くずで20万1,000トン、あとは粗大ごみ、混合関連物で3,000トン、あとコンクリートくずで8万5,000トン、アスファルトくずで9,000トン、あと粗大ごみ、混合ごみの不燃物で20万9,000トン、合わせて50万7,000トンの処理、あとは津波堆積物といたしましては41万立米というような内容ということになってございます。

議長（阿部 均君）この際暫時休憩をします。再開は2時20分といたします。

午後2時10分 休憩

午後2時20分 再開

議長（阿部 均君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。1点目のやつは全体の量の関係で、ただ立米で答えてもらったんで1.8を掛けてトンに出すということなのかどうか、その辺が全体的なさっきお話ししたように量の関係で74万2,000トン、それと先ほど説明受けた内容だと50万トンが瓦れきとして、あと40万立米と言ったのか、41万立米、それが量だというお話だったけれども、私はトンとその立米の関係が1.8、ただ単なる割ればいいのかどうかわからないけれども、委託しているのは74万2,000トンなのね。その辺、どうなのかというお話を一つしたのと、あと23年度の予算の中で確認なんだけれども、具体的に例えば造成をして、あるいはここにプラントを建てる準備をしてという形で一般質問の中では説明していただいたんだけど、その確認をしていきたいと思うのでご質問したんだけど、その2点。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい、議長。それではお答えいたします。2次仮置き場で処理する量につきましては、先ほど申しましたように、災害廃棄物で50万7,000トン、あ

と津波堆積物の土砂の関係で41万立米という内容を処理していくということです。これをトン換算にすると、74万2,000トンになるのかというお話でございますが、直接この2次処理場に持っていかないで処理する部分、自動車とかそういった部分もございまして、全体の山元町での発生量として74万2,000トンだということでございます。

あと、この2次仮置き場の2次処理につきましては、一応最大限リサイクルできるものについてはリサイクルをするということの処理を徹底していくと。木くずについてはチップして再利用できるもの、あるいはコンクリートくずにつきましても破碎にして埋め立ての資材に利用するというようなこととございます。あと、津波堆積物につきましても今の考えですと、防災緑地帯の埋め戻しの土ということでの対応も検討中という内容でございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。町の見込みの数量というのはわかるんだけど、実際に県で業者に委託した数量、金額で言うと331億円と言いましたか、それで量的にはどのくらいなのか、それをまず1点お伺いしたいのと、先ほど課長が言ったのは、こちらの山元町で出る廃棄物と同じ形で県に委託をして、そして業者がその委託料で今回331億円で、多分量という形で基礎になってプラントつくってそこでごみとして処理するという形になると思うんですけども、その前段、どのくらいの量を県として業者に委託したのかという話が、先ほど課長が言った量であればそれはそれでいいんですけども。

それと、この12.6ヘクタール、これについて一般質問の中でも話したように、国と町の土地だと、そういう部分については明らかなんですけども、ただ国と町の土地で実際にどういう形で考えていくのか、業者との関係にもなるし、県との関係にもつながっていくと。そうすると、きょうの予算の収入の関係で出てきた貸し付け等の考え方が発生するのかどうかも含めてちょっとお聞きできればなと思うんですけども、2点。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい、議長。まず量の関係でございますが、2次仮置き場、2次処理する県に委託している部分で先ほど申し上げました。内容については廃棄物関係で50万7,000トン、あと津波堆積物で41万立米の内容でございます。あと2次仮置き場を設置する用地の関係でございますが、12.6ヘクタール、その大部分については町の町有林ということでございます。被災のあった第二小学校の東側の部分につきましては国有地がございます。国有地につきましては無番地ということで地積が明確に示されてございません。地図で見た感じですと、1ヘクタール強なのかなという感じしております。以上でございます。

あと、県に対しての町有地の貸し付けの関係でございますが、その関係につきましては無償で対応しているという内容でございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。一応業者が331億円が入札して落札したと。一応県に町で委託していると。そういう状況もかんがみ県に対して無償で町有地を貸すと、そういうとらえ方でいいのかどうか。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい、議長。今回の部分につきましては、町が処理できない部分について県にお願いをするということとございますので、その用地の借上料と申しますか、そういったものは無償で貸与するという考え方でございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。本来からいくと、業者がそこで331億円のお金を入札して落

札してそこで事業するということだと思っんですよね。そういうことを考えると、業者が本来町の町有地を使って営業の目的で事業をやるということなので、本来からいったら貸し付けの前段で出た、今回の補正予算で出た財産貸し付けの関係に当たるのかなという気もするわけですけども、その辺については隣接市町を眺めながら県と協議して決めたと思っんですけれども、その辺について具体的にほかの市町村等の形は私が言ったような形でいいのかどうかお伺いします。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい、議長。ここ亘名地区ということで当初は1か所の施設で処理をするという計画でございましたが、いろんな事情がありましておのおの市町で施設をそれぞれつくるという形になって今の形になってございます。名取、岩沼、亘理、山元につきましても保安林の公有地を利用して2次処理場を設置しているという実情でございます。実際の業務の発注につきましてもは県の方でやってございますが、その経費すべてにつきましても町が国の方から補助というような形で町の方に交付を受けまして、それを県で発注した部分を負担金という形で県の方にお支払いをし、県が発注した業者にお支払いをするという流れになってございます。以上でございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。流れは課長から聞くまでもなくわかっていたんですが、24ページに移ります。24ページの11款の災害復旧費、これは漁港の災害復旧費の関係で、100万円、災害の復旧の測量設計業務委託料、全部だと思っんですが、これはどこまで委託料の関係で復旧させるような、そういった業務の委託をするのか、その辺お聞きしたいと思います。

災害復旧室長（庄司正一君）はい、議長。今回の災害復旧測量設計業務委託料に関しましては、災害査定を受けた分の原形復旧分の実施測量の分の対応ということでご理解を賜りたいというふうに思います。具体的にお話をさせていただきますと、5工区に分けて今回その漁港災害査定を受けました。それで、東防波堤分については被災前の形の形状に直すということ、あと物揚げ場等につきましても被災前の現況のマイナス2メートル物揚げ場とマイナス2メートル50の物揚げ場、おのおのについても原形復旧という形の内容でございます。従来の漁港の利用計画に沿うような形での復旧ということでご理解を賜りたいというふうに存じます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。従来の利用形態に戻すということで今課長から説明を受けたわけでございますけれども、新聞で出ている県がお話ししている60の拠点整備事業に入らなくても、今のよう形で前に戻すということは可能だということでございますけれども、あの拠点整備事業の中に入ると、もっと復興の中で少し発展した漁港の整備ができるという形のとらえ方ができるのかどうか、当町の予算に関連して町長にお伺いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。今回の内容につきましては、あくまでも現状復帰という観点から被災前の状況に戻すということのみの対応ということでご理解賜りたいと思います。拠点の方については産振課長の方に。

産業振興課長（渡辺庄寿君）はい。ただいまの拠点関係なんですけれども、先の知事の発表の中で新聞報道がなされましたけれども、今議員から出た60拠点にして、そのほか漏れた部分、当山元町の山元漁港、こちらも拠点から漏れておりますけれども、これにつきましては拠点から漏れたからその後の利活用ができないというものではなく、まず拠点に入った分を今までの現況復旧からもうちょっと力を入れていくと。山元町の漁港に対しま

しては今までどおりの施設の現況までは対策はやりますよと、今までの現状の施設、活用の内容で延期をしますよと、そういう内容に入っております。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。15ページの民生費、社会福祉費の社会福祉総務費、先ほど質問があった内容ですが、一つは、この予算書の全体の見方といいますか、説明にあるのとの関係でお伺いします。一つは、給料、職員手当、共済費の内容についてお伺いします。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。給料、職員手当、共済費、これらにつきましては基本的には先の条例改正でご可決を賜りましたように、人事院勧告に伴う影響ですね、全体的に。それと社会福祉総務費につきましては、職員給料の増の分がございしますが、それは保育所職員の異動等によって生じた部分についての形状というようなことでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。はい、わかりました。提案説明の中にはなかったもので確認の意味でお尋ねしました。

そうしますと、19の負担金補助及び交付金の山元町社会福祉協議会補助金増の内訳、内容について改めてその内容についてお伺いします。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい、議長。説明申し上げましたが、社会福祉協議会の災害復旧を行った法人職員4名に対する時間外手当に係る補助金でございます。また、訪問介護職員3名が救護所で災害対応を行いましたので、これに係る時間外手当に対する補助金でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そうしますと、この社会福祉総務費の大きな説明で、先ほども出ましたが、山元復興応援センター設置に要する経費を措置するとなっておりますが、そういう意味ではこの中で山元復興応援センターに要する経費というのはどこの部分を指すのでしょうか。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい、議長。山元復興応援センターに係る経費ということは計上いたしておりません。復興応援センターの15ページの電話通信費とエアコン設置のための手数料等の経費7万9,000円がこの復興応援センターの経費の計上でございます。電話設置するものとエアコンの設置をするということの経費7万9,000円計上しております。復興応援センターの活動経費、通常経常経費に係りましては、社会福祉協議会が宮城県社会福祉協議会からの支援を受けて今年度におきましては活動いたしているところでございます。

補足申し上げますと、この16ページの補助金そのものが、補助金本体が社会福祉協議会法人事務局の人件費分を補助しておりまして、今回災害対応を行った部分に対して補正をするものでございます。山元応援センターにつきましては先ほども説明申し上げましたように、本体の人件費、経常経費に関しましては県社会福祉協議会からの本年度に限りましては助成金において運営いたしているところでございまして、あと電話等に関する補助を行うものです。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。私は、社会福祉総務費の1,164万9,000円補正増額、その内容について聞いているわけですが、そして、そちらの説明の中では山元復興応援センター設置に要する経費を設置するとともに、震災対応による社会福祉協議会の人件費の増加分を補助金として追加するものです。これがほとんどなんですね、数値的に見るならば、説明ではそうなんです、先ほどそこで確認したんですが、人件費の約500万円、あるいは山元町社会福祉協議会が750万円、これがこの予算に示されている

内容なんです。そのうちの500万円、300万円、約400万円については先ほどの説明で保育士さんの人件費として400万円が充てられる。残りの700万円が社会福祉協議会の補助金、しかし、この社会福祉協議会の補助金については別立ての説明になっているから、説明ではですよ。ですから、その確認の意味で聞いているんです。言っている質問の意味、わかりましたでしょうか。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい、議長。改めてご説明申し上げます。この753万2,000円につきましては、初めに申し上げましたように震災対応に係る時間外手当に要する経費の増額分でございます。

議長（阿部 均君）暫時休憩といたします。再開は2時55分といたします。

午後2時45分 休憩

午後2時55分 再開

議長（阿部 均君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい、議長。説明不足で大変申しわけございませんでした。負担金補助及び交付金のところの753万2,000円につきましては、社会福祉協議会の事務局の職員の時間外に要する経費です。復興応援センターについての人件費等の補助につきましてはここには含まれておりません。

もう一つ、復興応援センターにつきましては、先ほど説明申し上げましたが、アドラジャパンとかの人的な支援を受けて、また宮城県社会福祉協議会の支援を受けて運営を行っているところでございます。以上でございます。

復興応援センターに係る今回の補正につきましては、15ページの一番最後、電話回線手数料の経費でございます。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そういうことで提案の説明の際には1,164万9,000円についての説明では、山元復興応援センター設置に要する経費を措置するとともにということで大きくうたっているにもかかわらず、中身は7万9,000円ということの内容を確認した質問でした。逆に言いますと、こういう説明の仕方がよろしいのかどうかというのは大いに疑問を呈するところであります。

そして、引き続き山元復興応援センターという言葉といたしますか、団体が出てきたわけですが、これも先ほどの同僚議員への説明の中には見守り隊、あるいはつながり云々というような説明、それだけではちょっと、それからボランティアセンターの機能を生かしたとか、あるいは仮設住宅での活動あるいは仮設住宅の集会室の利用調整とかといったような説明がありましたが、改めてこの山元復興応援センターについての活動内容について伺います。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい、議長。改めてご説明申し上げます。山元復興応援センターにつきましては、社会福祉協議会が運営主体となり設立しているものです。先ほどもご説明申し上げましたが、仮設住宅における見守り、または仮設住宅連絡調整会議の中での仮設住宅における集会所の利用調整等、仮設住宅には多くのボランティア、多くのNPOが支援をしたいというふうな申し出があるわけですがけれども、その仮設住宅への利用調整等を行っているところでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。仮設住宅の集会所の利用につきましては、私のこれまでの理解では行政連絡員さんが責任を持って対応するというふうになっていたわけですが、その辺の関係はどうなっているんですか。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい、議長。お答えします。連絡調整会議の中で仮設住宅連絡員との連携を密にして復興応援センターから仮設住宅連絡委員の方々に連絡を申し上げて空き状況等々を調整して、そこにボランティア活動の行事を入れていくということが復興応援センターの業務となっております。連絡を密にして行っているところです。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。今では私の質問の答えになっていません。これまでは集会所の利用につきましては、行政連絡員が窓口になって対応するというふうになっていたというふうに私の理解では受け止めているわけですが、今の説明では、その窓口は復興応援センター、社会福祉協議会を実施主体とするのがそのもとにあるようですけれども、というふうになったんですが、その辺の関係はどうなんですか、関係といいますのは、どこでどういう理由で、これまでのその前の集会所の利用の責任者というか、対応の窓口というのはどこだったのか確認します。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい、議長。お答え申し上げます。仮設住宅連絡調整会議が設置される前までにつきましては、おのおの仮設住宅連絡員、行政連絡員さんが仮設住宅の集会所に対しておのおのNPOなりボランティアさんたちが申し込みをして仮設住宅集会所での行事を行っていたという状況でした。行政連絡員さんが窓口になって行っていました。それで、仮設住宅連絡調整会議を立ち上げてからは、行政連絡員さんとの話し合いの中で、集会所の利用調整について社会福祉協議会がその任を一定程度お任せしましてそこで調整を行う、各仮設住宅行政連絡員と連携を密にしてその利用状況を行うというふうなことに変わって今現在運営を行っております。

副町長（平間英博君）はい、議長。私は仮設住宅連絡調整会議の委員長という職をさせていただいておりますので、その点、私の方から補足させていただきます。

連絡調整会議が発足する前は課長説明のとおりですが、各仮設住宅で集会所をつくって仮設住宅の方が利用しやすいような環境を整えるということで、各仮設住宅で選出いただいた行政連絡員の方を窓口として仮設住宅入居者の方の利用を促す取り組みを行ってまいりました。一方、仮設住宅がすべてできた後に仮設住宅の連絡調整会議を設けたのですが、その際に避難所にこれまでいろんなボランティアさんが炊き出しであるとか、マッサージとかいろんなボランティア活動が避難所に向かってお手伝いいただいていた。その後は人を頼ってというか、顔見知りになった方の仮設住宅エリアにそのボランティアさんが集中するということが仮設住宅間の支援のアンバランスが起きてきたと。そういった部分を等しく、サービスが等しくなるように、例えば今回炊き出しをAという仮設住宅でしたら次はBでやってほしい、そういった調整もしながら仮設住宅間のボランティア活動のアンバランスをなくするという試みの中で応援支援センターの事務局で、特に土日ですね、空き情報を確認しながら山元町外、あるいは山元町内のボランティアサークルさんが協力に来てくれるという部分について、今週はここにという調整が必要になってきました。その関係で基本的には集会所にお住まいの方の利用が従来どおり行政連絡員さんがかぎを持って利用しますが、外部からの接点は行政連絡員さんではなくて社協内に設置した応援支援センターを通じて橋渡しをする。その中で仮設住宅の空き情報などの調整をしなければご案内もできませんので、そういった調整を

行って現在に至っているという状況です。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。それはボランティア関係だけですよね。それぞれの仮設住宅の方々がその集会所を使いたいというときも、今の説明だとわざわざ応援センターに来てそこで受け付けて使っていいかどうかということになるということになるのでしょうか。

副町長（平間英博君）はい、議長。基本的に仮設住宅にお住まいの方については従前どおりの形をとっていきまして、まずは行政連絡員さんにお申し込みをいただいてその日、使っていただくということを前提にして、空き情報をきちんと行政連絡員さんから聞いた上で外部の方の利用を促すというような仕組みで進めておりました。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。私的にはすっきりしないんですが状況的にはわかりました。

あと、その前の説明で、仮設住宅の見守り等々というのも山元復興応援センターの任務の一つというふうには受け止めたわけですが、見守りというのはどういう活動になるのか。この言葉だけを見ればひとり暮らし老人とか、あるいは弱った人たちを見守ってその手助けをするというふうに見えるわけですが、だとすると、この地域サポートセンターの活動とどういうふうな関係になるのか、地域サポートセンターというのは中山にあるやつ、あれは地域サポートセンターでいいんですよね、正式名称は。その辺の関連はどうなっているのかお伺いいたします。この見守りという活動とその地域サポートセンターの活動と。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい、議長。お答えします。地域サポートセンターにつきましては、主に要援護者の方々について重点的に集中的に見守り活動というか、声かけ活動、健康状況の確認等を行っております。復興応援センターの方々の声かけ見守りというふうなことににつきましては、広く浅くというふうな形でお答えがけをしているという状況です。これらの連携につきましては、現在も連携を強めて活動をしていきたいというふうを考えております。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。どう理解すればいいのかなと困ってしまうわけですが、この辺の連絡調整がスムーズにいったらプラス効果というのがあらわれるのかなというふうに考えさせていただきます。ということで、そういうような活動、より充実した活動になるための団体なんだなということで理解しておきます。とするならば、町の福祉行政と実際に現場でやるという組織というものになるんですよね。こうした町とのかかわりではどのようなかかわりを持っているのか、これらの団体、今の流れからいいますと、社会福祉協議会が運営主体、実施主体、そのもとで復興支援センター、応援センター、ですから、社会福祉協議会の指示方針のもとで山元復興応援センターというのが活動しているというふうには受け止めていいんですよね。そのことを確認しながら復興応援センターと町のかかわりというのはどういう関係になるのかお伺いします。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい、議長。お答え申し上げます。復興応援センターと町のかかわりにつきましては、何度も申し上げますが、基本的には復興応援センターは社会福祉協議会が設置主体となっております。しかしながら、町と連携を密にして生活支援員の情報につきましては保健福祉課に、保健福祉課の情報につきましては復興応援センターにという形で両者連携をとって仮設住宅支援をより深いものにするように努めているところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。復興応援センターと町というのは、単なる連携する関係だというふうには受け止めていいんですか。

副町長（平間英博君）はい、議長。仮設住宅における生活環境の維持、あるいは向上については、町の責務だというふうに考えております。実際の取り組みとしては、中山に設けております地域サポートセンターが主たる業務の所管という形になりますが、その中で例えば主な事業で議会の方でも先の一般質問の中でもお答えしましたが、訪問活動、そういった部分は役場の保健師が訪問活動を行っておりますし、それから給食の配食サービス希望者に対して週2回サービスを行う。そういった町が行うべきサービスの部分に補完する形で訪問する活動を行っていただいたり、あるいは週2回、町の配食ですが、配食をしてくれるボランティアさんがみずからつくってコミュニケーションを図りながら配食をしてくれるボランティアさんがいれば、応援支援センターを通じて行政が行う部分のすき間を埋めていただく。そういった関係の中で良好な連携をとって取り組んでいきたいと思いますということをお願いしております。まだなかなかそれが不十分な状況もあると認識しております、連携を密にしてよりよい仮設住宅の住環境の向上に努めていきたいというふうに考えております。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。責任は町にあるということは明確にしてこういった活動を進めていかないと、せっかくいい活動をしているわけですから、社協にしても、この地域サポートセンターにしても、山元復興応援センターにしても、それを取り仕切ると言う言葉が合うかどうかわからないんですけども、そういう町の責任できちとした活動を進めていくことが今求められているわけですが、今のお話で町の責任として対応しているということが確認できたということで、引き続き責任を持ってこうした活動を進めていかれたいと求めておきます。

次に、17ページの仮設住宅関係の工事なんですが、これは後でもいいんですが、町長提案説明の中で明確に言っているということでそれを確認して、できたら正確な表現がいいのかなということであえて指摘するんですが、この災害救助費につきましては、町長提案では町長の言葉で災害救助費については国の通達に基づき応急仮設住宅のひさし設置及び簡易スロープ設置に要する経費を追加するとともにというこの一節なんですが、これだけの説明ですと、ひさしはもう既にできている。簡易スロープも既に前からできているというふうな受け止められ方がします、私もしました。ところが、先ほど来の説明の中では寒さ対策ということで畳という言葉が出てきたからこれは救われるのかなというふうに思いましたが、この5,550万円の中身について正確に説明をなされた方がいいのかなということでこの辺についての説明を伺います。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。5,550万円の内容につきましては、これまで災害救助費の工事請負費の中で仮設住宅建設に係る費用としてお認めいただいた額に既定予算額16億3,900万円ほどございましたが、その中で既発注額13億2,000万円ございました。その残額で3億7,300万円がございしますが、この費用の中で全体の寒さ対策工事を実施するには不足している部分が発生します。したがって、今回5,550万円を補正いただきまして今後、施工していく仮設住宅の先ほど申しました畳設置やひさし工事につきまして計画していく内容となります。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。町長がこの説明の際に災害救助費5,550万円の説明について、国の通知に基づき応急仮設住宅のひさし設置及び簡易スロープ設置に要する経費を追加すると。これまでも設置していますよね、ひさしとかスロープ。そのほかにひさしがついているのは障害者というか、バリアフリー関係のところだと思うんですが、そう

いったものがさらにふえる経費になっているのか、このように受け止められるわけですが、提案理由の説明からは、そういうことなのか、あるいはひさしの基礎、布基礎とか一一基礎、それもかなり立派な基礎なんです、それはその前の仕事だと思んですけども、そういった仕事もしているんですが、ああいうものを改めて別の棟につくる経費になっているのかどうか、この説明からすればそのように見えるわけですが、本当にそういう内容なのですかということの確認での質問です。

副町長（平間英博君）はい、議長。ご質問に改めてご説明します。今回の予算については、スロープの部分はご指摘のとおり、これまで仮設住宅には一定の割合でスロープは設けておりましたが、実際に入居いただいている方の中にはまだまだスロープが必要な方もおいでです。ただ、当初県の方が発注していくときには入る人とつくる建物をセットで考えることができなかつたので、不足するスロープ分を改めて今回予算をお認めいただいて追加設置をさせていただこうと考えております。

それからもう1点、ひさしの関係なんです、スロープがない仮設住宅については風除室は順次整備が整いました。ただ、スロープがついているところについては風除室がつくれな、玄関がスロープで個別に風除室が閉じられない状況になっています。そのための工夫としてスロープの部分にひさしを伸ばして風雪を防ぐ、それから建築基準法上、許される範囲の中でわきの吹き込みを抑える、そういった工夫もこれからしていく、これからというか、もう12月なんです、県の方との調整が整いましたのでそういった部分の工夫も重ねてスロープについての寒さ対策としてのひさしの設置もこれから進めてまいりたいというふうに考えております。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。先ほどもありましたが、せっかく提案理由の説明をしているわけですが、この説明がきちっとしていれば、今のような質問、先ほどのような質問というのは多分出てこないと思います。その辺をどうせ説明するなら我々が理解できるような説明を今後していただきたいということを求めまして、次に、次は本当の確認の質問となります。

同じく17ページ、児童福祉費の6目学童保育施設の10万円、需用費修繕料の増10万円、指定寄附となっておりますが、この内容についてお伺いします。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい、議長。お答えします。児童クラブの畳修繕に要する経費を計上いたしております。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。指定寄附となっておりますが、これは学童保育、児童クラブの教室の畳、畳で提供する、さらに改めて確認します。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい、議長。畳での寄附ということではございませんで、畳を購入してということなんです。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。質問を変えます。私の質問がもしかすると悪かったのかもわかりませんので、この寄附された方はこの児童クラブに対して何か壊れているところがあったら直してくださいよということでの寄附だったのかどうかという。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい、議長。お答えいたします。おっしゃるとおりでございます、児童クラブに対して畳が老朽化しているということでの寄附でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。今のはわかりました。

22ページの教育費の中の中学校費の学校管理費備品購入費、これは一般質問の中でも確認したところなんです、給食食材用食品放射能測定器購入300万円、これの機

能については一般質問の中でも十分なものだというお答えをいただいております。これは多分1台分だと思うんですが、これの検査体制といいますか、あるいは対応、今、7個あるんですか、対象校に対してどのくらいの頻度での検査ということになるのか、体制も含めてお伺いします。

学務課長（岩佐秀広君）はい、議長。学校7校ございますけれども、給食センターとして給食をつくっているのが3校でございますから3校分を主にはかかっていくという体制で考えております。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。おのおのはかかっていく内容、1品だけにするのか、5品全部検査するのか、毎日するのかということをお願いしたんです。そういう内容です。

学務課長（岩佐秀広君）はい、議長。給食ができたやつを全部はかかっていくという考えです。毎日。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。3校あって3校で全部1台で、全部やった方がいいんだよ。できるんだったらいいんです、今の答えでは全部できるということでこういう話を聞いたら本当に父兄の方々、大喜びするというか、本当に安心するのではないかと思うんですが、おれは全部した方がいい。だけど、するためには多分1台では足りないだろう、1台でいいのという方向になったんだけど、こういうふうになってしまったからは、まずはもう一回確認します。全部検査すると、そういうことでよろしいのかどうか。

教育長（森 憲一君）はい、議長。大変恐れ入ります。若干訂正させていただきます。つくったものを検査するというふうな答弁をさせていただいたところでございますけれども、そうではなくて、これからつくる前の食材を検査するというのが大きなところでございます。

ただ、その頻度というお話もございましたけれども、実は一つのサンプルを、大根なら大根、白菜なら白菜を細かく刻んで液状化して実際は検査するわけですが、1体を検査するのに約10分、前後の洗ったり何だりすると15分ないし20分ぐらいはかかるだろうという予想をしております。そうしますと、全品検査すれば、それにこしたことはございませんけれども、栄養士等の体制からしてそれに極力近づけたいという努力はさせていただきますが、なかなか難しい状況にもあると思います。当面、先ほどお話しいただきましたように1台を導入させていただくわけでございますけれども、現在、4小中学校ということ想定しております。山下第一小学校と坂元中学校につきましては週に2回程度、その食材を持ちまして定期的に検査を行うという体制を考えているところでございます。失礼いたしました。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。しかしながら、この件につきましては積極的な対応、これはよくよく見ると国からとか、あるいは県から配給されるとか、そんな話もあるんですが、これはもし国、県の援助、補助、支援があった場合、これまた町独自で安心を与えるという意味ではそういったものが各校にあれば幸いかなと思うわけですが、その辺、財政のそういった補助関係、そういったものも考えながら今後、やっぱり積極的にその辺の施策は進められたいと思いますが、町長にそのことを確認しまして、私の質問を終わります。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。まずは1台を購入措置することによっての状況を見ながら、どういうふうな状況になるのか、その辺を見極めながら必要な場合については追加の購入も勘案しながら対応してまいりたいと。安心・安全の確保に努めてまいりたいと思います。

議 長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第67号、平成23年度山元町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって議案第67号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第10. 議案第68号を議題とします。

課長から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長、齋藤三郎君。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい、議長。それでは、議案第68号、平成23年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

6ページをご覧いただきたいと存じます。

歳出予算、第2款介護給付費でございますが、東日本大震災の影響による介護サービス給付費の一部負担金の免除に伴う影響額を追加措置するとともに、サービス利用形態が在宅介護から施設利用にシフトいたしておりますことから、各保険給付期間の組み替えを行うものでございます。これに伴う財源といたしまして5ページ、国県支出金の組み替え措置並びに繰入金の増減をもって対応するものでございます。

また、職員給与の改定に伴い、あわせて相当額を減額するものでございます。今回の補正額につきましては、……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第68号、平成23年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって議案第68号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第11．議案第69号を議題とします。

所長から提案理由の説明を求めます。上下水道事業所長、荒 勉君。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。それでは、議案第69号、平成23年度山元町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正は、主に東日本大震災に伴う沿岸地区の水道管修繕及び本復旧に要する経費を措置するものであります。

第1条、平成23年度山元町水道事業会計の補正予算は次に定めるところによる。

第2条、平成23年度山元町水道事業会計予算第3条中、960万円を借り入れるを、1,410万円を借り入れるに改め、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益7,135万8,000円を増額し、総額4億3,288万9,000円とするものであります。……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありますか。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。8ページの収益的支出の中で7,100万円の修繕費、これにつきまして提案理由で海岸地域における水道管の修繕費ということでございますけれども、今回の修繕というのはどの区域を修繕するのかと、あと今後、この海岸地域、被災した地域が大分多いわけですが、どういうエリアを想定しながら今度水道事業の中で修繕を考えていくのか。復旧ということであれば全体を復旧することなんではしょうけれども、基本的に今回の危険区域の中でのエリアも十分に入っていると思いますので、その辺についてご答弁をいただきたいと思います。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。今回の補正でございますが、11月に避難指示解除が解けましたので、中浜地区から磯浜地区についての水道管の修繕を見込んでおります。

主にこれにつきましては水環境と水道管の仮復旧をこの中で見込んでおります。それと、消火栓も結構倒れておりますのでこれの分の新設部分も見込んでおります。

あと、今後の対応でございますが、避難指示が解除になりましてこの地区につきましては今後、店舗とか工場、そして新たなまちづくりとして避難施設とかできた場合、水道が必要になってくると思われまますので、現段階でそういう形で水道管を網羅しておくということで措置しております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。今の説明だと、消火栓とか事業者向けに随時復旧をしていくと。その部分で1番目に今回の補正で中浜、磯地区を中心にやっていくということですが、7,100万円で全体の本管なり、あるいは消火栓の部分とか、あるいはそれに付随した住宅というか、事業所、そういった部分の形のところまで、本管復旧という形の考え方だけなのかどうか、あるいはエリア的に中浜あるいは磯と言っても広いんですけども、7,100万円でそういう形でできるのかどうか、それについてお答えいただけます。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。この7,100万円につきましては仮の水道の復旧でございますが、本管の部分につきましては資本的支出の方で計上しております。この仮復旧でございますが、磯浜漁協、今後、漁協の方も操業を始めと思いますが、あそこまで水道管が行っていたんですが県道がえぐられて壊れているものですから、あそこに引く分の仮設の管も結構金額的に高価なものになっているということで7,100万

円ほど計上しております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。とりあえず磯の漁港に引くためにという形の考え方でいいのかどうか。全体、今言ったように中浜、磯含めて仮の管設置をして、そして本管で今まで被災した地域、全部つくっていくような方向で考えていくということだと思わなければ、今の説明だと。そうすると、国からの復旧工事の中で全部お金が出ると思わなくても膨大な事業費につながっていくような気がするんですけども、それを考えるとどうなのかという思いもするわけでございますけれども、特に今回の受益者が大分減っていると、使用料も減っているということも含めて、例えば管を設置して使わない人たちが出てきたときにその維持管理を含めた体制が大変だろうと、そういう思いがするのでお伺いします。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。今回のこの補正につきましては、原形復旧という形で見ておりますが、今後、新しいまちづくりによって今の被災を受けているところに家も店屋も何も建たないという状況になれば、この分の補助の内容については新しいところの部分のまちづくりの方に傾けることも可能だということがちょっと言われております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。危険区域の関係、あるいは今、事業所長がおっしゃったように、今後のまちづくりの関係を含めて水道事業の経営の問題、全体のことを考えながら今回のような形の水道管の布設、十分に私は考えていく必要があると思いますので、その辺を指摘して終わりたいと思います。

8番（佐藤智之君）はい、議長。ただいまの節の上の手数料でございますけれども32万円、説明では放射能測定検査手数料の増ということで、ちょっと私も記憶定かではございませんが、この項目について当初予算の中で当初説明があったかどうか定かではありませんけれども、放射能の検査箇所といいますか、検査方法といいますか、そのことについて伺います。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。今回の補正につきましては特別損失ということで計上しておりますが、当初予算にはこれは載っておりませんでした。この検査につきましては、7月に東北大学の方に依頼しまして無料でやっていただいております。対象なんですけど横山地区、小平地区、山下地区、坂元地区の四つの井戸の水質を検査していただいております。

8番（佐藤智之君）はい、議長。箇所の3番目、今ちょっと聞き漏らしました。

それと、検査結果については、いずれ公表するのでしょうか。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。検査結果につきましては、広報「やまもと」に毎月載せております。

8番（佐藤智之君）はい、議長。小平の次はどこでしたか、小平と坂元と。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。小平の次が山下の井戸です、4番目が坂元の井戸となっております。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議 長（阿部 均君）これから議案第69号、平成23年度山元町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって議案第69号は原案のとおり可決されました。

議 長（阿部 均君）日程第12. 議案第70号を議題とします。

所長から説明を求めます。上下水道事業所長、荒 勉君。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。議案第70号、平成23年度山元町下水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条、平成23年度山元町下水道事業会計の補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第2条、平成23年度山元町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款下水道事業収益412万5,000円を増額し、総額6億9,019万8,000円とするものであります。

支出、第1款下水道事業費418万4,000円を増額し、9億7,271万8,000円とするものであります。……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議 長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議 長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議 長（阿部 均君）これから議案第70号、平成23年度山元町下水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって議案第70号は原案のとおり可決されました。

議 長（阿部 均君）以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。次の会議は12月26日午前10時開議であります。

大変苦勞さまでございました。

午後 3 時 5 5 分 散 会